

大牟田・荒尾共同浄水場第二期運営事業

募集要項等に関する質問書の回答書

令和7年11月7日

大牟田市

荒 尾 市

募集要項等に関する質問書の回答書

本回答書は、令和7年9月25日（木）から令和7年10月10日（金）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業に関する質問への回答を記載したものです。回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。なお、本質問書の回答書は、募集要項等と一体のものとします。受付数は、以下のとおりです。

質問受付数： 85件

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	・半角は資料に合わせること)							内 容	回答
	・募集要項 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1)、 (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (4) など	a、 b など		
例	募集要項	1	事業の概要	第2章	1	(5)	①	イ	(4)	a		
1	募集要項	5	参加者の構成等	第3章	2	(8)					「構成企業全てがSPCに出資するもの」と記載されていますが、出資について、最低出資割合などの制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	7	参加資格申請の証明書類の確認	第3章	3	(2)	③	イ			「水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上、受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、共同浄水場に専任で常駐（平日日中勤務とする）すること。」とありますが、参加申請時点において、当該受託水道業務技術管理者は、必ずしもSPCに直接雇用されている必要はなく、SPC構成員の維持管理企業に水道技術管理者の資格を有する者が在籍していることをもって、当該要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。 その場合、SPCを構成する維持管理企業等に当該資格者が在籍していることを証明するものとして、具体的にどのような書類をもって証明すべきでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、SPCを構成する維持管理企業等に所属する資格者の保険証等により、在籍を確認します。
3	募集要項	8	見積上限額	第3章	5						見積限度額について、ア維持管理業務とイ更新業務でそれぞれ限度額を設定されていますが、修繕と更新を一括で包括委託することによる事業者の創意工夫を最大化するため、限度額を設けず事業者の裁量に依って見積ることを可能とさせていただけないでしょうか。これにより修繕費と更新費のトータルコスト抑制に繋がると考えます。	ご指摘については、事業開始後に長期更新計画の策定の中でご提案いただくものと考えております。提案時の見積限度額については、原文通りとします。
4	募集要項	8	見積上限額の設計年度	第3章	5						予定価格（提案における上限額）の算出時点とサービス対価改定の基準時点とが離れている場合、両時点間の物価変動がサービス対価に反映されず、入札不調・不落又は選定事業者の過度な負担が生じるおそれがあります。そのため、できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要があると考えています。（事務連絡（平成6年7月3日）「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（内閣府民間資金等活用事業推進室）参照）前述の事務連絡を受けて、最近発注されているPPP事業では、上記の基準時点が公告より前の日付（予定価格算出時等）とされています。予定価格算出時から応札日や契約締結日までの物価変動を適切に反映できるルールの設定をお願いいたします。	予定価格算出時から応札日や契約締結日までの物価変動については、業務委託契約書（案）別紙1の4.（2）、質問No.77を参照ください。
5	募集要項	9	スケジュール	第4章	1	(1)					7月10日に公表された実施方針案では、要求水準（案）の公表は令和7年8月中旬（予定）、提案書類の受付が令和8年1月上旬（予定）と、要求水準書（案）の公表から提案書提出まで4.5か月の期間が設けられていました。その後、要求水準書の公表は令和7年9月25日になったため、提案書提出までが約3か月の期間となりました。そこから起算して4.5か月後の令和8年2月中旬頃まで延期いただけないでしょうか。15年間の事業にかかる適切な提案に必要な検討を行うにあたり、十分な検討期間を設けていただけないでしょうか。	原文通りとします。
6	募集要項	9	現地見学	第4章	1	(2)					現地見学の日程は令和7年9月26日（金）～12月19日（金）の随時とありますが、見学希望日の7日前までに申込を行えば、複数回見学することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	9	現地見学	第4章	1	(2)					技術提案書の作成に当たり、現地見学時に必要資料を閲覧させていただく機会を設けていただけないでしょうか。	閲覧希望資料名を事前にお知らせいただければ対応可能です。
8	業務要求水準書	1	プロフィットシェア	第1章	2	(5)					プロフィットシェアは事業者側の企業努力や創意工夫の動機を阻害する懸念があると考えます。そのため「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」に記載の通り、提案時は仕組みの導入のみとし、事業開始後に費用縮減が確実となる受託者の提案で発動となる理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、契約前協議時に協議します。
9	業務要求水準書	4	第三者委託	第1章	3	(2)					「両市は共同浄水場について水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託（以下「第三者委託」という。）し、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転及び保守点検等）を行う」と記載ありますが、事業者に委託する業務を明確にいただけないでしょうか。水道業務技術管理者が行う業務として以下①～⑨があると思いますが、①、②、④、⑤、⑥、⑦に関しては共同浄水場の範囲のみ、③、⑧、⑨は本事業対象外と認識しております。 ＜水道業務技術管理者が行う業務＞ ①水道施設における施設基準の適合検査、②水質検査及び施設検査、③給水装置の基準適合検査、④水質検査、⑤健康診断、⑥衛生上の措置、⑦台帳の作成、⑧給水の緊急停止、⑨給水停止	ご理解のとおり③給水装置の基準適合検査については、本事業の対象外となります。ただし、⑧給水の緊急停止、⑨給水停止については、配水池等への送水と読み替えていただき、第三者委託の範囲において送水停止等の判断を実施していただく必要があります。
10	業務要求水準書	7	維持管理期間終了時の取り扱い	第1章	4	(3)	④				「事業者は、～、著しい損傷がない状態(本事業期間終了後1年以内に、事業者が立案した長期更新計画において予定する設備更新以外の機器の更新を要することがない状態)で、両市へ引き渡すものとする。」とありますが、同書P5第1章5.（1）維持管理期間終了後の事業継続の検討において本事業が延長となった場合でも事業者が立案した長期更新計画ならびに長期修繕計画に変更はなく、本事業延長時の終了後1年以内に著しい損傷がある状態でも更新ならびに修繕実施は該当しないとの理解で宜しいでしょうか。また、該当する場合は、別途費用を両市にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、本業務延長後の業務における引渡し基準は、事業継続の検討時に示すものとしませんが、基本的には本事業と同様とします。後段の費用負担については、帰責者負担、帰責者不明の場合は協議にて負担先を決定することが基本と考えますが、詳細は、継続協議時に協議するものとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	・ 半角は資料に合わせること)							内 容	回答
11	業務要求水準書	7	維持管理期間終了時の取り扱い	第 1 章	5	(2)					「継続協議を実施する場合、継続事業における共同浄水場維持管理業務及び共同浄水場外施設維持管理業務（以下、「維持管理業務」という。）にかかる委託料は、運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする。」とありますが、事業期間延長後の維持管理費は、業務委託契約書の物価変動による変更が適用される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	業務要求水準書	7	維持管理期間終了時の取り扱い	第 1 章	5	(2)					「継続事業における共同浄水場維持管理業務及び共同浄水場外施設維持管理業務にかかる委託料は、運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする。」と記載があります。将来的な人件費や物価上昇もあるため、運営期間中の維持管理費用では不足する可能性もあります。そのため協議の際には、最新の日本水道協会発行の水道施設維持管理業務委託費積算要領での積算金額や見積徴収にて協議いただけないでしょうか。	「運営期間中の維持管理業務にかかる費用を基本とする」とは、算定手法に関する基本的な考え方をお示ししたものであり、将来的な人件費、物価上昇は反映されます。なお、詳細については協議とします。
13	業務要求水準書	12	運転管理業務	第 2 章	2－1	(2)	①				受託水道業務技術管理者を常勤させるとあります。この「常勤」とは通常の業務（平日の8～17時）に従事していれば勤務場所は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	勤務場所は、ありあけ浄水場とします。
14	業務要求水準書	12	運転管理業務の留意事項	第 2 章	2－1	(2)	7				共同浄水場の管理体制とは、運転管理業務に従事する体制との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	業務要求水準書	12	運転管理業務の留意事項	第 2 章	2－1	(2)	7				「共同浄水場の管理体制は事業者の提案によるが、通常日勤体制及び夜間常駐運転管理員は確保すること。」とありますが、運転管理体制が整っていれば、必ずしも夜間の共同浄水場内での勤務を求められるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	昼夜間とも常駐者を求めています。人数は事業者提案とします。
16	業務要求水準書	12	保守点検業務	第 2 章	2－2	(1)					各種保守点検を行う頻度は、法令等で定めがない限り、事業者の提案による頻度にて実施してよいとの理解でよろしいでしょうか。たとえば、保守点検マニュアルに記載されている頻度で実施し、必要に応じて内容を見直していく想定をしております。	ご理解のとおりです。
17	業務要求水準書	14	水質管理業務	第 2 章	2－3	(1)	②				水質基準項目の検査頻度及び検査方法（注3）PFOS及びPFOAの検査方法について、環境省より2025年6月30日付けで「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等についてが公表されております。そのため水質検査において、事業開始後に検査項目の追加となり、別途増額対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格に含んでおります。
18	業務要求水準書	15	水質管理業務	第 2 章	2－3	(1)	②				水質管理目標設定項目とその他項目の検査頻度及び検査方法（注7）に記載の8物質について環境省から公布された場合、事業開始後の水質検査において、検査費用の追加となる場合は、別途増額対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	業務要求水準書	17	膜交換等業務	第 2 章	2－6	(2)	②				「両市は、期間中での膜交換は想定しない」と記載があります。膜ろ過装置を適切に保守修繕している状況で、膜モジュールが破断し交換が必要となった場合は、別途交換費用をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	業務要求水準書	18	見学対応業務	第 2 章	2－10	(2)	③				維持管理業務見積限度額に含まれる年間の見学者の受け入れ回数をご教示ください。	60回程度です。
21	業務要求水準書	19	植栽管理業務	第 2 章	2－12	(2)	①				植栽が枯れた場合、同じ種類の植栽を植える必要があるかご教示ください。また植栽が枯れた場合でもペナルティなどはないとの理解でよろしいでしょうか。	植栽の種類は問いません。両市のモニタリングにより、適切な管理を行っているかと判断されている場合にはペナルティとはなりません。
22	業務要求水準書	19	植栽管理業務	第 2 章	2－12	(2)	①				共同浄水場の緑化率について制限があればご教示ください。	大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例に基づき3％以上となります。
23	業務要求水準書	19	植栽管理業務	第 2 章	2－12	(2)	①				「植物の種類とその状況に応じて～」とありますが、植物の種類は変更してもよろしいでしょうか。また、維持管理が困難な場所に関して、防草シートなどに切り替える提案をさせていただけないでしょうか。	前段は変更可能です。後段は「維持管理が困難な場所」が明確でないため、事業開始後の提案に応じた協議とします。
24	業務要求水準書	19	植栽管理業務	第 2 章	2－12	(2)	②				「用地西側斜面部フェンス西側も本業務の範囲とする。」とありますが、フェンスより西側も対象となるのでしょうか。またその場合、どこまでが対象範囲になるか具体的にご教示ください。	業務要求水準書別紙8を参照ください。
25	業務要求水準書	20	事業終了時の引継ぎ業務	第 2 章	2－15	(1)					「事業終了前の適切な時期に」とありますが、おおむねいつ頃を想定されていますでしょうか。	事業者提案とします。（ご質問は（2）2の記載内容に対してのものとは推察します）
26	業務要求水準書	25	共同浄水場外施設維持管理業務	第 2 章	3－2	(2)	⑧				「電力費及び遠方監視設備の回線使用料は事業者が支払うこと」と記載があります。2029年3月31日のNTT専用回線の廃止に伴い、専用回線からの切り替えが必要になります。現在の回線使用料より、切替後の回線使用料が増額となる場合は、増額対象としてよろしいでしょうか。また回線切替に伴う初期費用は両市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段は事業者負担です。後段は、事業者負担と考えますが、詳細については協議します。
27	業務要求水準書	25	共同浄水場外施設維持管理業務	第 2 章	3－2	(2)	⑧				上の原浄水場水質モニター及び遠方監視設備に要する電力費及び遠方監視設備の回線使用料は事業者が支払うこと。とありますが、事業者がその他支払わなければならない費用があればご教示ください。	その他については想定しておりません。
28	業務要求水準書	26、27	共同浄水場外施設植栽・清掃について	第 2 章	3－7 3－8	(1) (2)					剪定・清掃の範囲及び頻度は提案の認識です。指定範囲、指定頻度がある場合は書類にてご教示いただけないでしょうか。	提案範囲です。
29	業務要求水準書	28	更新業務の提案価格	第 2 章	4－1	(2)	2				「また、別紙9 に示している年度とは異なる年度に工事を行うこと、別紙9 に示している設備を対象外とすること、別紙9 に示していない設備を対象とすること等に関しては事業者の提案とするが、プロポーザル参加申請時における提案価格は、更新順序、対象設備等、全て別紙9 に基づくものとする。」とありますが、事業者提案のほうが別紙9 に示す計画よりも効果的かつ効率的であると判断できる場合は、事業者提案による価格をプロポーザルにおける提案価格とさせていただけないでしょうか。	別紙9は、提案時における公平さの観点からお示ししているため、更新対象は別紙9に示している機器として下さい。なお、更新年度については提案を可とします。
30	業務要求水準書	28	更新業務の提案価格	第 2 章	4－1	(2)	2				「別紙9 次期更新計画対象機器」の「機器名称」の中で、更新対象外となっている機器があります。しかしながら、更新対象外の機器についても浄水場の安定運転のためには、修繕ではなく更新が必要な場合や、既設流用がでず更新対象機器と同時に更新を行う場合があります。そのため、事業開始後の協議においてご承諾頂いた場合、更新対象外機器の増額変更をご了承いただけますでしょうか。	長期更新計画策定時に協議とします。
31	業務要求水準書	28	長期更新計画策定業務	第 2 章	4－1	(2)	3				「長期更新計画策定及び見直し年度を基準として、20 年を対象とした計画とすること。」とありますが、最終年度に見直しを実施した場合、2060年までが対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、長期更新計画の見直しに伴う長期修繕計画の見直しは、事業期間内を対象とした計画であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、更新計画は、管理と更新の一体マネジメントに基づくものであり、更新計画と修繕計画は一体のものであると考えます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	・ 半角は資料に合わせること)							内 容	回答
32	業務要求水準書	28	長期更新計画策定業務	第2章	4－1	(2)	4				「事業者は（中略）、修繕費と更新費のトータルコスト抑制、効率的な更新手順等を考慮し、効果的な更新計画を提案すること」と定められています。 この要求事項に対し、法定耐用年数の1.5倍を基本とした設備全体の更新（単純更新）のみならず、点検や設備診断結果などにに基づき、施設・設備の一部を再建設または取り替えることで耐用年数を延伸させる「長寿命化更新」を組み合わせることが、「修繕費と更新費のトータルコスト抑制」及び「効率的な更新」の観点から有効な手法であると考えております。 つきましては、このような「長寿命化更新」の考え方を反映させた更新計画の提案が、「効果的な更新計画」として評価の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。	評価内容についてはお答えできません。ただし、効果的な更新計画の考え方についてはご理解のとおりです。
33	業務要求水準書	29	設計業務	第2章	4－2	(2)	1				「本事業において、設計業務を実施する企業の技術士が設計照査を行うこと。」と記載があります。 その技術士は、必ずしも「参加資格確認申請時提出書類」の「添付資料」「設計業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」の技術士でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	協議により、別の技術士となることについては許容します。
34	業務要求水準書	29	設計業務	第2章	4－2	(2)	1				照査業務、設計業務については、一部再委託をして業務を実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。	照査業務については設計業務を実施する企業の技術士が実施することを求めます。
35	業務要求水準書	29	設計業務	第2章	4－2	(2)	3				「翌年度工事に係る工事等業務費(概算)は、当年9 月末まででに両市に報告すること。」と記載があります。 工事内容によっては、当年4月～9月までの期間では設計期間が不足する可能性があります。 その場合は、前々年から設計業務を開始することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	業務要求水準書	29	設計業務	第2章	4－2	(2)	3	イ			「イ 工事費明細書」について、明細書の粒度がわかるようなサンプルをご提示いただけないでしょうか。	サンプルを提示します。
37	業務要求水準書	29	工事等業務	第2章	4－3	(2)	①	エ			「使用機材については新品に限る」について、使用機材の対象は更新機器を想定していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	業務要求水準書	30	工事等業務	第2章	4－3	(2)	⑤				業務委託契約書（案）第11条には「実際に要した費用を支払う」との記載がございますが、提案時に詳細な積算根拠を付した見積内訳書の提出が求められていること、また物価変動条項が詳細に規定されていることを踏まえ、本業務は実費精算を前提とするものではなく、物価変動等による調整を除き、提案に基づき事前に合意した金額で履行される固定価格契約であると理解しております。 この前提に基づき、工事完了後の手続きについて、当方の認識を以下に示します。 1．支払額の原則について 各年度の更新工事に対する支払額は、提案時の見積内訳書に記載された金額に物価変動の指標により補正し、前年度に両市と合意した「工事実施計画書」記載の工事費となる。 2．工事精算書に記載する内容について 工事完了後に提出する「工事精算書」は、「工事実施計画書」で定めた工事履行を確認いただくための書類と認識しております。したがって、工事精算書には提案時に提出した見積内訳書、および、それに基づき両市と合意した工事実施計画書の工事費明細書に記載された機器・工種等の項目と金額を計上し、個別の実費を証明する証憑（領収書や請求書等）の添付は不要である。 3．契約履行の証明について 上記精算書に加え、「更新工事完成検査」への合格と「完成図書」「工事写真」等の成果物を提出することで、仕様通りに工事が完成したことの証明とし、契約金額支払いの要件を満たす。 上記に示す当方の認識について、両市のお見込みの通りと理解してよろしいでしょうか。	業務委託契約書(案)第11条2項3号記載のとおり、工事等業務費については、委託者が承認した工事実施計画書に示す工事等業務費を上限とし、受託者が更新工事その他の共同浄水場既存設備更新業務に実際に要した費用を支払うことになります。支払いを受けるための条件についても、同第11条2項3号及び第47条に定めるとおりです。なお、工事精算書において、個別の実費を証明する証憑(領収書や請求書等)の添付は不要ですが、委託者が必要と判断した場合には証憑の提出を求めることがあります。
39	業務要求水準書別紙 ⁴		浄水要求水準	別紙4	その1	(8)					六価クロム化合物の浄水要求水準が0.002mg/L以下ですが、実績値0.005mg/L未満より、要求水準を達成し続けることが難しいため、浄水要求水準をは実績値以上に変更いただけないでしょうか。	原文通りとします。
40	業務要求水準書別紙 ⁴		浄水要求水準	別紙4	その1	(19)					トリクロロエチレンの浄水要求水準が0.0001mg/L以下ですが、実績値0.001mg/L未満より、要求水準を達成し続けることが難しいため、浄水要求水準は実績値以上に変更いただけないでしょうか。また、原水引き渡し基準は0.003mg/L以下ですが、浄水水質基準も同様の値にしていただけないでしょうか。	0.0001mg/Lは誤記のため、トリクロロエチレンの浄水水質要求水準は「0.001mg/L」に修正します。
41	業務要求水準書別紙 ⁴		浄水要求水準	別紙4	その2	(58)					フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の浄水要求水準が0.008mg/L以下ですが、実績値0.01mg/L未満より、要求水準を達成し続けることが難しいため、浄水要求水準は実績値以上に変更いただけないでしょうか。	原文通りとします。
42	提出書類作成要領及び様式集	1	資格要件書類	第1章	2	(2)					国内において、日量5千m ³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績とあります。設計実績とは、浄水場の機械または電気設備の設計実績という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	提出書類作成要領及び様式集	5	技術提案書	第3章	3	(1)	③				技術提案書の文字フォント、文字の大きさなどに指定はなく参加者の裁量との理解でよろしいでしょうか。 また、必要に応じて図や表にて技術提案を表現することも可能との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりですが、見やすい文字の大きさ、表現としてください。
44	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章	3	(2)	②				【提案書の構成】について、提案書目次は任意様式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章	3	(2)	②				「技術提案書（様式Ⅲ）、事業提案書（様式Ⅳ）については、電子データが保存されているＣＤ－ＲＯＭを１セット提出すること」とありますが、保存するファイルは様式ごととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章	3	(2)	②				「データＣＤは、提出前にコンピュータウィルス等に感染していないことを確認」とありますが、確認の方法は事業者判断との理解でよろしいでしょうか。また、確認したエビデンスの提出は必要でしょうか	ウィルス検索ソフトの最新バージョンとしてください。エビデンスも提出をお願いします。なお、ウィルス検索ソフト名称、バージョン、検索実施日をデータＣＤのラベルに印刷することでもエビデンスとして認めます。
47	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章	3	(2)	②				「（・グループ名もしくは社名入り製本には入札時提出書類一覧表及び入札説明書等に関する誓約書を添付）」とありますが、添付する場合、提案書表紙（様式Ⅲ－６－①）の前との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章	3	(2)	②				様式Ⅲ－６－①について、複数提案書の中表紙として流用すると理解しております。流用時には様式Ⅲ－６－①にもともと記載されている「技術提案書添付資料」の部分を、提出書類作成要領及び様式集11ページに記載の【提案書の構成】の書名にするとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、中表紙に記載する文言は「様式Ⅲ－６－①」に示されている箇条書きの文言を記載するという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	・ 半角は資料に合わせること)							内 容	回答
49	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第 3 章	3	(2)	②				「技術提案書（様式Ⅲ）、事業提案書（様式Ⅳ）、及び施設計画図面集については、提出部数30 部のうち、1 部はグループ名、社名入りとし、残り29 部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む）を全て削除すること（表紙も含む）。」とありますが、参加者以外の企業名については削除不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第 3 章	3	(2)	②				データCDにて提出する電子データにはパスワードの設定は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	提出書類作成要領及び様式集 (様式Ⅳ_見積内訳書)		見積内訳書								「長期更新計画策定業務費注1」について、4-1 (2) 2にて、3 年毎を目途に見直しを行う事とあります。 一方、「業務委託契約書 第3章 第11条 2 (1)」では、各年度の「見積額の総額のうち、その1/15を毎年度末までに支払う。」となっておりますが、年度毎に金額に変動がある場合は、変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	原文通りとしますが、提案時、金額に変動がある場合は、必要に応じて契約前協議において協議します。
52	提出書類作成要領及び様式集 (様式Ⅳ_見積内訳書)		見積内訳書								見積内訳書の項目が、契約書別紙 1 に対応していないと認識しています。（変動費 薬品費、電気料金など）様式を修正いただけないでしょうか。	修正版を公表します。
53	提出書類作成要領及び様式集 (様式Ⅳ_見積内訳書)		見積内訳書								様式Ⅳ－3－1 共同浄水場維持管理業務費（修繕業務を除く）内訳および様式Ⅳ－3－3 共同浄水場外維持管理業務費内訳について、年額を各項目1つだけ記載するような様式になっておりますが、各項目において、年度ごとで金額が変更となるような提案をさせていただく場合は、欄を追加する等して記載させて頂いてもよろしいでしょうか。	欄を追加してください。
54	業務委託契約書 (案)	7	委託業務の範囲及び業務向上提案	第 5 条	4						「受託者は経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができ、当該割合については、委託者と受託者で協議の上、決定する」とありますが、事業者の創意工夫を促すために割合も事業者からの提案とさせていただけないでしょうか。	事業者からの提案も受けるものと考えております。
55	業務委託契約書 (案)	8	既存業者からの引継ぎ	第 6 条	2						既存業者と受託者が同一SPC（代表企業が同一）の場合については、本条についての対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	構成企業も同一の場合は不要となります。
56	業務委託契約書 (案)	8	受託者の義務	第 8 条	4						「委託者の許認可の申請等」とは具体的にどのような申請を想定していますでしょうか。自己の費用により資料の作成等の協力をすると思いますが、必要以上の協力はしかねますので、「合理的な範囲で」協力をするとしていただけないでしょうか。	現時点で想定しているものはございません。条項は原文どおりとさせていただきますが、協力の内容は、許認可の申請等に必要合理的な範囲に限る想定です。
57	業務委託契約書 (案)	10	サービス対価の支払方法等	第 11 条	1	(2)					修繕業務は基本的に定期修繕計画に基づき実施する予定ですが、予防保全を進めるなかで当初計画と異なり実施年度を前倒し、もしくは先送りすることも想定できます。その場合は修繕業務を実施した年度に修繕費を請求する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	業務委託契約書 (案)	11	費用及び費用の増加	第 13 条	3						受託者が負担する「本施設の性能が業務要求水準書の要求する水準に達していないことに起因する増加費用」は、受託者の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令等の変更によるものでない限り、委託者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	業務委託契約書 (案)	11	運転停止の場合の固定費の支払	第 17 条	1						委託者の責めによらない理由（不可抗力を含む）により浄水設備または送水設備の運転が停止した場合でも、サービス対価（固定費）の全額から、受託者が支払いを免れた費用のみを控除した金額の支払いが継続されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	業務委託契約書 (案)	12	公租公課	第 19 条	2						本契約締結時点では予測不可能であった新たな公租公課の負担が受託者に発生した場合、委託者との協議の結果認められた場合、その全額がサービス対価に上乗せされるという理解でよろしいでしょうか。	負担割合や具体的な支払方法を含めて委託者との協議によって定められます。
61	業務委託契約書 (案)	17	水質及び水量の確保	第 32 条	5						本事業は長期事業であり、事業期間に原水水質の状況が変動することが予想されます。別紙3に定める原水水質引渡し基準内の水質については、原則として事業者が費用を負担し処理を行うことを承知しております。しかしながら、引渡し基準内ではあるものの、恒常的かつ大幅に原水水質が悪化し、当初想定しえない増加費用が発生した場合は、当該増加費用について協議の対象としていただけないでしょうか。（例として、原水色度の引渡し基準値が20度以下となっている状況で、恒常的に基準値に近い水質（例：15度～20度）の流入が継続すると、活性炭使用量の増加や薬品費の上昇を招き、当初の想定を超える追加費用が発生します。）事業者としては、長期にわたるリスクをすべて事業費に反映させると、適切な事業費の積算が困難となり、不当に高額となる可能性があります。適切な事業運営を可能とするためにも、現時点で予見しえない、または想定を超えた水質リスクの変化については、協議の対象としてご配慮いただきたく存じます。	同条文どおりですが、状況に応じて協議を行うこととします。
62	業務委託契約書 (案)	18	修繕業務	第 35 条	1						この点並びに別紙1でも「長期修繕計画」との表現がありますが、基本契約の定義で定める「定期修繕計画」とは異なる計画を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	全て長期修繕計画に統一とします。
63	業務委託契約書 (案)	19	長期更新計画の策定	第 38 条	2						「本事業開始後3 年以内の更新工事について、業務要求水準書所定の設備を対象とする」とありますが、事業者提案の内容が効率的、合理的であり、優れていると判断される場合は、これによらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	業務委託契約書 (案)	20	近隣対策等	第 44 条	2						近隣対策（苦情処理等を含む）の結果、受託者に生じた費用は原則受託者負担とされているものの、本事業の実施自体に直接起因しない限り、近隣住民に対する説明や了解を得るための費用はすべて委託者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	業務委託契約書 (案)	21	契約不適合	第 48 条	2						更新工事目的物の契約不適合（瑕疵）について、受託者の故意または重大な過失による場合を除き、委託者が修補または損害賠償を請求できる期間は、引渡し日から2年間のみであり、10 年間ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	業務委託契約書 (案)	22	契約不適合	第 48 条	5						「前5 項」との記載がありますが、「前4 項」の誤りかと思しますので、修正いただけないでしょうか。	ご指摘のとおりですので修正します。
67	業務委託契約書 (案)	22	特許権侵害	第 50 条	2						受託者が特許権等の侵害の主張を受けた際、委託者からの侵害主張の通知が遅延したことにより受託者に増加費用が発生した場合、委託者は、その増加費用を全額負担する義務を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	業務委託契約書 (案)	22	一般的損害	第 51 条							第32条1項1号、第32条4項および第44条3項等本契約で別途委託者の負担である旨が規定されている内容は、本項の定めの影響は受けないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	業務委託契約書 (案)	22	第三者に及ぼした損害	第 52 条	2						工事の施工に伴い避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害については、公共工事標準請負契約約款でも規定のとおり通常は委託者が負担するものと考えます。つきましては、本契約でも同様に委託者が負担する内容へ変更いただけないでしょうか。	原文通りとします。但し、不可抗力により生じた事象については別紙7に従い費用負担します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	・ 半角は資料に合わせること)							内 容	回答
70	業務委託契約書 (案)	23	保険	第 53 条	2						「委託者は、本施設の所有者として、本施設にかかる〔建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）保険〕又はこれと同等の保険に加入するものとする。」と記載ありますが、事業者帰責とならない被害（例えば、火災や落雷による損害、外部からの飛来、落下物による施設倒壊等）は、両市が加入する保険を適用いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	業務委託契約書 (案)	25	受託者の債務不履行等による解除	第 59 条	(4), (5), (6), (7)						本事業に限らず、解除事由となるのは受託者にとって過度な負担であると考えます。本事業に限定する内容へ変更いただけないでしょうか。	本事業及び受託者による本事業の継続に影響が生じない場合等については、不合理に解除権を行使することは想定しておりません。
72	業務委託契約書 (案)	31	費用の支払い方法	別紙 1	3	1)	(1)				「修繕費以外」とありますが、この修繕費というのは、別表 1 保守点検業務費のうち修繕業務に係る費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	業務委託契約書 (案)	32	長期更新計画の見直しによる変更	別紙 1	4	1)					「長期更新計画の見直しにより、工事等業務の対象設備が当初より変更となる場合には、２）の規定に関わらず、工事等業務費の変更を行うことができる。」と記載あります。工事等業務費に伴う設計業務費に関しても、合わせて見直していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	業務委託契約書 (案)	32	長期更新計画の見直しによる変更	別紙 1	4	1)					「長期更新計画の見直しにより、工事等業務の対象設備が当初より変更となる場合には、２）の規定に関わらず、工事等業務費の変更を行うことができる。」と記載あります。長期更新計画を見直す際、トータルコスト抑制を意識して計画を見直していくものの、事業期間全体の提案価格を超過する場合もございます。その場合においても、両市承諾を得て、工事等業務費の変更は行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)				維持管理費の物価変動による変更で、「業務単価」を改定の起点、基準とされておりますが、年度ごとで維持管理費が変動する項目がございます。この場合、「業務単価」を改定の基にされますと、各指標の変動率とは別の意味で「業務単価」が変わってしまい、適正な物価変動が反映されません。 例) 初回の改定：令和9年度の維持管理費10,000千円で、 指標の変動率（単年）が+1.5%のとき、 令和9年度の業務単価は10,150千円＝見直し後の業務単価 令和10年度の改定：指標の変動率（単年）が+1.2%のとき、 見直し後の業務単価10,150千円×指標の変動率+1.2%=10,271千円 令和10年度の維持管理費が10,000千円ではなく11,000千円だったとき、 変更後の維持管理費が10,271千円になると、減額になってしまいます。 このため、改定の起点は「各年度の提案金額」とし、“金額”と“各指標の変動率”を分離する規定に変更いただけないでしょうか。 例) 変更後の令和10年度の維持管理費 ＝令和10年度の維持管理費（提案金額）×（当該時点での指標／提案時点での指標－1） ※この式を採用すれば、各年度ごとで維持管理費が変動しても対応可能 もしくは、「業務単価」を改定の基とされる場合、年度ごとで維持管理費が変動する項目についてはどのように対応するかご教示いただけないでしょうか。	提案書の内容に応じて、契約前協議時に協議します。
76	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)				「直近の改定からの累積が±３％に満たない場合は改定しないこととし」とありますが、物価が徐々に上昇し、2.9%までは事業者の負担となりますと、その費用を余分に計上してしまいますので、±1.5%にしていただけないでしょうか。	±1.5%とします。
77	業務委託契約書 (案)	32	物価変動による変更	別紙 1	4	2)	(1)				「毎年3月末時点での指標に基づき改定を行うとありますが、毎年3月31日時点で公表されている指標か、3月31日付で公表されている指標かどちらでしょうか。	3月31日時点で公表されている指標です。なお、年平均とします。
78	業務委託契約書 (案)	32	工事等業務費	別紙 1	4	2)	(2)	ア			業務委託契約の締結は令和8年4月以降と先になるため、最新のPFI契約ガイドラインに基づき、物価変動をより的確に反映し、選定事業者の負担する物価変動リスクを減じるため、対価改定請求の起算点は「業務委託契約締結の日」ではなく、維持管理費と同様令和7年11月1日時点としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、契約前協議において協議します。
79	業務委託契約書 (案)	33	工事等業務費	別紙 1	4	2)	(2)	エ			対価改定請求の起算点は業務委託契約の締結日ではなく、維持管理費と同様令和7年11月1日時点としていただけるようでしたら、この点も「業務委託契約の締結の日」ではなく、維持管理費と同様令和7年11月1日時点としていただけないでしょうか。	質問No. 77を参照ください。
80	業務委託契約書 (案)	33	建築保全業務労務単価	別紙 1	4	3)	(1)				運転管理費の改定に使用する指標として「建築保全業務労務単価（福岡）」の保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補、保全技術員、保全技術補の現年度平均額の改定率との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務委託契約書 (案)	34	電力費の変動について	別紙 1	4	3)					契約電力会社が変わった場合の指標については別途協議との理解でよろしいでしょうか。	委託者の指示による場合はご理解のとおりです。
82	業務委託契約書 (案)	34	電力費	別紙 1	4	3)					事業者の裁量により電力会社を九州電力から変更した場合も、指標が変更になることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、電力会社の変更を行うとする際は、協議をお願いします。
83	業務委託契約書 (案)	37	減額ポイント	別紙 2	3	(1)					減額ポイントの累積とありますが、翌四半期の開始とともにリセットされると理解してよろしいでしょうか。	次の支払までの間に改善が確認できた場合は、ご理解のとおりです。
84	業務委託契約書 (案)	45	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	別紙 7	3	①					本件はあくまで建設から15年経過した既設の施設等の運営等であり、16年目以降の15年間にわたって、新設時の従前の契約同様に、このような不可抗力リスクを事業者が負担することになるのは、公平性を欠くものと考えます。つきましては、不可抗力リスクは、原則として両市の負担としていただき、事業者が善管注意義務違反したものについては、事業者負担とする内容へ変更いただくか、適用範囲を更新設備のみに限定する内容に変更いただけないでしょうか。	原文通りとします。不可抗力にかかる受託者負担は1%を上限とし、超過部分はすべて委託者負担としておりますのでご理解ください。
85	業務委託契約書 (案)	45	不可抗力の分担	別紙 7	3	①					維持管理費の１％相当額まで受託者が負担するとありますが、見積内訳書の項目に対して1%としていただけないでしょうか。	原文通りとします。